

## 秋田弁護士会所属弁護士刺殺事件に関する会長声明

平成 22 年 11 月 4 日午前 4 時 5 分頃、秋田弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が自宅に侵入した男性に刃物で刺され死亡するという事件が発生した。

津谷弁護士は、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会の委員長を務める等、消費者被害の防止・被害回復のため尽力してきた方であり、当会として津谷弁護士の生前の功績に敬意を表するとともに、津谷弁護士のご冥福を心よりお祈りする。

報道によると、現場で逮捕された被疑者は、同弁護士が妻側の代理人を務めた離婚調停事件の相手方であって、同弁護士を恨んでいたということである。

これは、弁護士の正当な業務遂行に対する逆恨みによる蛮行であり、法治国家においては決して許されないものである。

このような卑劣な行為は、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする弁護士及びその業務に対する重大な挑戦であり、いかなる理由や事情があろうとも、断じて許されるものではない。

本年 6 月 2 日には、横浜弁護士会所属弁護士が、やはり職務上のトラブルから刺殺されるという事件が発生しているが、当会としては、今後も弁護士の使命を全うするため、弁護士に対する暴力行為をはじめとするいかなる卑劣な行為に対しても毅然と対処し、職務を遂行する決意である。

さらに、本件では、現場にかけつけた警察官が被疑者と被害者である津谷弁護士とを取り違い、そのために刺殺されたとの報道もなされている。

そこで、関係機関に対し、この点の真相究明を尽くすこと及び再発防止を強く求めるものである。

2010（平成 22）年 11 月 11 日

静岡県弁護士会

会長 伊東 哲夫